

株式会社SEVENSEASの行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 2024年 8月11日～2029年 8月10日までの5年間

2. 内容

- 目標 ①2029年 8月10日までに、現在の当社の看護休暇制度（子供1人の場合1年間5日、2人以上の場合10日）を、それぞれ1日以上拡充する。
- ②2029年 8月10日までに、現在の当社の育児のための所定外労働の制限（3歳に満たない子）を、5歳に満たない子まで拡充する。
- ③将来的に、「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目指し育児休業制度等の制度についての資料（パンフレット）を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

対策 : 2024年10月～ 社員の具体的ニーズの調査、制度の詳細に関する検討を開始。

2025年 4月～ 役員会において、ニーズの分析、検討。

2025年10月～ 分析、検討後、試運転の形で、希望する社員に役員会で選ばれた制度を利用してもらう。

2029年 8月～ 試運転期間における制度の取得状況を分析し、その結果、当社に適しており、社員からの要望も強い制度を最終検討のうえ、就業規則に規定。